東京都公安委員会告示第３０９１号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第１０４条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月２６日

東京都公安委員会

委員長　　廣瀬　道明

記

1　意見の聴取の期日

令 和　８ 年１２月 ４ 日　午前 ９ 時３０分　開 始

2　意見の聴取の場所

千代田区霞が関二丁目１番１号

警視庁本部　意見の聴取会場

東京都公安委員会告示第３０９２号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第１０４条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月２６日

東京都公安委員会

委員長　　廣瀬　道明

記

1　意見の聴取の期日

令 和　８ 年１２月 ４ 日　午前 ９ 時３０分　開 始

2　意見の聴取の場所

府中市多磨町三丁目１番地の１

警視庁府中運転免許試験場　意見の聴取会場

東京都公安委員会告示第３０９３号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第１０４条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月２６日

東京都公安委員会

委員長　　廣瀬　道明

記

1　意見の聴取の期日

令 和　８ 年１２月 ４ 日　午前 ８ 時３０分　開 始

2　意見の聴取の場所

八丈島八丈町三根５４番地１

警視庁八丈島警察署　意見の聴取会場

東京都公安委員会告示第３０９４号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月２６日

東京都公安委員会

委員長　　廣瀬　道明

記

１　聴聞の期日

令 和　８ 年１２月 ４ 日　午前 ９ 時３０分　開 始

２　聴聞の場所

府中市多磨町三丁目１番地の１

警視庁府中運転免許試験場　聴聞会場

東京都公安委員会告示第３０９５号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月２６日

東京都公安委員会

委員長　　廣瀬　道明

記

１　聴聞の期日

令 和　８ 年１２月 ４ 日　午前 ９ 時３０分　開 始

２　聴聞の場所

品川区東大井一丁目１２番５号

警視庁運転免許本部　聴聞会場